

# 「第12次熊本県交通安全計画」の概要

## ◆ 計画作成の趣旨等

- 1 計画作成の趣旨 本県における交通安全に関する施策の大綱となるとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図り強力で推進するために作成するもの。
- 2 計画の性格・期間 (1) 性格・・・交通安全対策基本法を根拠に、国の「第12次交通安全基本計画」等に基づき作成するもの。 (2) 期間・・・令和8年度から令和12年度までの5年間

## ◆ 第11次熊本県交通安全計画の成果 ◆

- 1 道路交通の安全・・・令和7年までに「交通事故死者数を40人以下、交通事故重傷者数を370人以下とする」の目標について、死者数は令和3年(39人)と、令和5年(37人)に達成、重傷者数は未達成
- 2 鉄道交通の安全・・・「乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数減少」の目標について、乗客の死者数ゼロを達成。運転事故全体の死者数は、期間中に5人。
- 3 踏切道における交通の安全・・・「踏切事故の発生を極力防止する」の目標について、期間中の発生は24件となり、第10次熊本県交通安全計画の期間中と比べ15件の増加。

## ◆ 第1部 道路交通の安全 ◆

### 第1章 道路交通の安全についての目標

#### 第1節 道路交通事故の現状

##### 1 道路交通事故の推移

##### 2 道路交通事故等の特徴と課題

- ① 基本的な交通ルールである歩行者優先意識改革が必要
- ② 全死者の約6割が高齢者
- ③ 自転車乗用中の死者数は横ばい、交通事故に遭った当事者の約5割に法令違反
- ④ 交通事故死傷者数の約7割が自動車乗車中
- ⑤ 飲酒運転者数は若干の増加傾向

#### 第2節 熊本県交通安全計画における目標(令和12年までに)

- ・24時間交通事故死者数 38人以下
- ・交通事故重傷者数 340人以下

### 第2章 道路交通の安全についての対策

#### 第1節 対策の視点と8つの柱

##### <視点>

- 1 対策の最重点  
歩行者の安全確保
- 2 対策の重点  
(1) 高齢者と子どもを交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策  
(2) 自転車の安全利用の推進  
(3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底  
(4) 飲酒運転等の危険運転の根絶  
(5) 外国人の交通安全対策の推進  
(6) 先進技術の活用推進  
(7) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進  
(8) 地域が一体となった交通安全対策の推進

##### <8つの柱>

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 道路交通環境の整備   | ⑤ 道路交通秩序の維持   |
| ② 交通安全思想の普及徹底 | ⑥ 救助・救急活動の充実  |
| ③ 安全運転の確保     | ⑦ 被害者支援の充実と推進 |
| ④ 車両の安全性の確保   | ⑧ 調査研究の充実     |

### 第2節 道路交通安全についての施策

#### 1 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ③ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ④ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ⑤ 高齢者等の移動手段の確保・充実
- ⑥ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- ⑦ 無電柱化の推進
- ⑧ 効果的な交通規制の推進
- ⑨ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑩ 高度道路交通システム(ITS)の活用
- ⑪ 交通需要マネジメントの推進
- ⑫ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑬ 総合的な駐車対策の推進
- ⑭ 道路交通情報の充実
- ⑮ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### 2 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### 3 安全運転の確保

- ① 運転者教育等の充実
- ② 運転免許制度の改善
- ③ 自動運転等の安全の確保と支援
- ④ 安全運転管理の推進
- ⑤ 自動車運送事業者の安全対策の充実
- ⑥ 交通労働災害の防止等
- ⑦ 道路交通に関連する情報の充実

#### 4 車両の安全性の確保

- ① 自動運転車の安全対策・活用の推進
- ② 自動車の検査及び点検整備の充実
- ③ 自転車の安全性の確保

#### 5 道路交通秩序の維持

- ① 交通指導取締りの強化等
- ② 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ③ 暴走族等対策の推進

#### 6 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等

#### 7 被害者支援の充実と推進

- ① 自動車損害賠償保障制度の周知・啓発等
- ② 損害賠償の請求についての援助等
- ③ 交通事故被害者等支援の充実強化
- ④ 自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進

### 8 調査研究の充実

- ① 道路交通の安全に関する調査研究の推進
- ② 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

## ◆ 第2部 鉄道交通の安全 ◆

### 第1章 鉄道事故のない社会を目指して

#### 第1節 鉄道事故の状況等

- 1 鉄道事故の状況
- 2 近年の運転事故の特徴

#### 第2節 熊本県交通安全計画における目標

- ・乗客の死者数ゼロ
- ・運転事故全体の死者数減少

### 第2章 鉄道交通の安全についての対策

#### 第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

総合的な視点から施策を推進

#### 第2節 鉄道交通安全についての施策

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実

## ◆ 第3部 踏切道における交通の安全 ◆

### 第1章 踏切事故のない社会を目指して

#### 第1節 踏切事故の状況等

- 1 踏切事故の状況
- 2 近年の踏切事故の特徴

#### 第2節 熊本県交通安全計画における目標

- 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する

### 第2章 踏切道における交通の安全についての対策

#### 第1節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### 第2節 踏切道における交通安全についての施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置